

平成 30 年度 土曜日の授業等に係る実施状況等について

1 調査の目的

県内における土曜日の授業等の実施状況や成果、課題等を把握し、市町等教育委員会等と共有することで、土曜日を有効に活用し、学校・家庭・地域住民等の連携の下で、子どもたちの教育環境の充実につながる取組を推進することを目的に調査を実施しました。

2 調査の実施

「公立小・中学校における土曜日の授業について」（平成 26 年 2 月 26 日付け教委第 05-179 号）に基づき、市町等教育委員会に所管する小中学校等の取組状況及び予定を調査しました。

3 調査の対象

（市町等教育委員会調査）

- ・ 県内の市町教育委員会…… 29 教育委員会

4 調査結果のポイント

市町等教育委員会調査結果の概要

【平成 30 年度の状況】

（1）所管の学校での土曜日の授業の実施

年間実施回数	実施週 (原則)	市町数	市町名
月1回(8回)程度	第3週	4	朝日町、四日市市、菰野町(小学校)、玉城町
7回程度		1	名張市
6回程度		4	津市、熊野市、御浜町、紀宝町
5回程度		4	川越町(中学校)、松阪市、南伊勢町、伊勢市
4回程度		4	木曾岬町(中学校)川越町(小学校)、菰野町(中学校)、度会町
3回程度		12	桑名市、木曾岬町(小学校)、東員町、鈴鹿市、亀山市、多気町、大台町、大紀町、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、紀北町
2回		1	明和町
実施しなかった		2	いなべ市、伊賀市

※平成 29 年度から実施回数を変更した市町数とその内容

- 月 1 回程度 → 年間 7 回程度 (1)
 (年間 8 回程度) 年間 6 回程度 (3)
 年間 5 回程度 (2)
 年間 4 回程度 (1)
 年間 3 回程度 (3)
 年間 4 回程度 [中]、年間 3 回程度 [小] (1)
 実施しなかった (1)
- 年間 6 回程度 → 年間 8 回程度 (1)
 年間 5 回程度 (1)
 年間 3 回程度 (2)
- 年間 5 回程度 → 年間 4 回程度 (1)
 年間 3 回程度 (3)
- 年間 4 回程度 → 実施しなかった (1)
- 年間 3 回程度 → 年間 2 回程度 (1)
- 年間 6 回程度 [小]、年間 5 回程度 [中] → 年間 3 回程度 (1)
- 年間 8 回程度 [小]、年間 6 回程度 [中] → 年間 4 回程度 [小]、年間 5 回程度 [中] (1)
- ※変更なし 5 市町

(2) 土曜日の授業の実施回数の市町内での統一

	H30
統一して実施	77.8%
学校の判断で実施	22.2%

※平成30年度は、土曜日の授業を実施した市町における割合を示す。(以下同様)

(3) 土曜日の授業で、市町として重視している学習内容

	H30
重視している学習内容がある	37.0%
学校の判断に任せている	63.0%

(4) 土曜日の授業の実施日の市町内での統一

	H26	H27	H28	H29	H30
統一して実施	27.3%	51.7%	37.9%	27.6%	22.2%
一部を除き統一して実施	22.7%	34.5%	55.2%	62.1%	40.8%
学校の判断で実施	50.0%	13.8%	6.9%	10.3%	37.0%

(5) 土曜日の授業の成果や課題を把握するための関係者による委員会等の設置

	H26	H27	H28	H29	H30
設置した	45.5%	31.0%	31.0%	31.0%	14.8%
設置しなかった	54.5%	69.0%	69.0%	69.0%	85.2%

※平成27～29年度の数値は同じであるが、「設置した」及び「設置しなかった」と回答した市町は、年度によって異なっている。

(6) 土曜日等を活用して、家庭での学習が何らかの理由で困難な児童生徒への学習機会の保証を図るための取組（複数回答）

	H26	H27	H28	H29	H30
土曜の課外授業 (学校が主体となって実施する学校教育活動)	10.3%	17.2%	20.7%	24.1%	14.8%
土曜学習 (学校以外の者が主体となって行う学習等)	55.2%	51.7%	44.8%	41.4%	25.9%

《土曜の課外授業》

学校が主体となった教育活動で、土曜日等を活用して希望者を対象に学習等の機会の提供を行うなど、教育課程外の学校教育活動を行うもの ※部活動は除く

《土曜学習》

教育委員会、社会教育施設、地域住民など学校以外の者が主体となって、土曜日等を活用して希望者を対象に学習等の提供を行うもの（基礎学力向上や補充学習のための学習の機会の提供、職場体験等のキャリア教育の機会の提供、スポーツ少年団の活動など）

【2019年度の実施予定について】

(1) 土曜日の授業の成果や課題を把握するための関係者による委員会等の設置予定

設置する	20.7%
設置しない	69.0%
未定	10.3%

(2) 土曜日等を活用して、家庭での学習が何らかの理由で困難な児童生徒への学習機会の保証を図るための取組（複数回答）

土曜の課外授業	20.7%
土曜学習	27.6%

(3) 所管の学校での土曜日の授業の実施予定

年間実施回数	実施週 (原則)	市町数	市町名
月1回(8回)程度	第3週	2	菰野町、朝日町
6回程度		4	津市、名張市、御浜町、紀宝町
5回程度		4	川越町、松阪市、南伊勢町、伊勢市
4回程度		2	度会町、熊野市
3回程度		1 2	桑名市、木曾岬町、東員町、鈴鹿市、亀山市、大台町、大紀町、玉城町、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、紀北町
2回		2	明和町、多気町
各校の実情に応じて実施		1	四日市市、
実施しない		2	いなべ市、伊賀市

※平成30年度から実施回数を変更する市町数とその内容

年間8回程度 → 学校の実情に応じて実施 (1)

年間8回程度 → 年間3回程度 (1)

年間7回程度 → 年間6回程度 (1)

年間6回程度 → 年間4回程度 (1)

年間3回程度 → 年間2回程度 (1)

アンケートの自由記述における回答（市町教育委員会からの回答）

【土曜日の授業で、市町として重視している学習内容】

- ・授業参観
- ・防災学習
- ・ふるさとについて学んだことを発表する場として、フォーラムを開催
- ・保護者や地域住民が参加できる学校行事や講演会、学習発表会などを実施
- ・学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動を実施
- ・普段できないような活動（体験的な活動、ふるさと学習等）の充実
- ・多様な学習活動をとおして地域とともにある学校教育を展開し、子どもたちの学力の向上につながる取組とする

【土曜日の授業で、保護者、地域住民等が参画した取組】

- ・校内清掃活動
- ・地域の清掃活動
- ・学習発表会
- ・救急法講習
- ・三世代交流行事（餅つき）
- ・絵手紙配付（独居老人宅）
- ・地域との合同防災訓練
- ・保護者とともに行うスポーツ教室
- ・地域の高齢者の方との交流会
- ・地域住民をゲストティーチャーとして招いた取組
（陶芸教室、昔遊び、地域の伝統芸能、郷土料理、災害の体験談、キャリア教育等）
- ・「子どもの心と子育て」をテーマにした講演会
- ・人権啓発講演会・ワークショップ
- ・尾鷲高校吹奏楽部による演奏会
- ・卒業生を中心とした高校生との交流会（キャリア教育）

【土曜日の授業で、市町内で統一していること】

- ・授業参観を兼ねて実施
- ・運動会、体育祭
- ・防災訓練
- ・「地域とともにある学校づくり」のねらいに沿った教育活動
- ・教科学習による学びの充実を中心とするが、学校・家庭・地域が連携し、保護者や地域の方々と一緒に取り組む多様な学習や体験活動等

【これまでの成果や課題等】

<成果>

(学校運営)

- ・町内で2回統一日を設けることで、小中間で複数の子を持つ保護者への負担感の減少となった。
- ・町内小中学校で実施日を共有し、連携した取組ができた。
- ・授業時間が確保できた。
- ・計画的に実施され、子どもたちの学習発表の場を土曜日に開催したことで保護者が参観しやすかった。
- ・土曜日に授業を実施することにより行事等のスケジュールも組みやすくなり、授業スケジュール配分等もゆとりをもって組みやすくなった。

(地域連携)

- ・地域の方を招聘した学習を実施するなど、土曜日ならではの教育活動が実施できた。
- ・保護者や外部人材と連携した防災学習に取り組むことができた。
- ・保護者は仕事を休まなくていいので、多くの方に参加してもらうことができた。
- ・児童生徒が地域の方等の協力を得て、学校の授業では学ぶことのできない知識を得たり、体験ができた。たりした。
- ・地域の行事等に参加することで、日頃の学習内容とつなげることができ、より深い学びにつながった。
- ・保護者や地域の方々と触れ合うことで、学校の取り組みや考え方を理解していただく機会となった。
- ・ゲストティーチャーの参加協力が得やすい。
- ・防災訓練等を通じて、学校と地域との連携がより図られた。
- ・学習発表会、米づくり感謝祭、地域と合同の避難訓練や防災研修会、高校生との交流会など、保護者や地域住民と連携協働した取組がなされた。

(学習面)

- ・補充学習などに活用することができた。
- ・児童生徒の日常の学習の成果発表の機会を、保護者や地域住民が参観しやすい日に設定することにより、児童の意欲喚起につながり、学習の効果が高まった。
- ・地域学習の充実を図ることができた。
- ・平日の授業との連携をとり、学力向上につながった。
- ・授業時数を増加させることで、よりきめ細やかな指導を行い、学力の向上につながる取組となった。

《土曜日の授業の事例》

- ・ 6年生を送る会等、地域に公開する行事を行った。
- ・ 地域スポーツクラブ、社会教育指導者等による各種体験教室を実施した。
- ・ 地域の方と取り組む校内清掃、地域の清掃を行った。
- ・ 地域の団体による陶芸教室の実施。
- ・ 学習ボランティアや環境ボランティアとしてお世話になった地域の方々を招き、お礼の会を行った。
- ・ 小学校6年生が校区の中学校へ行き、中学生体験や交流学习をした。
- ・ 保護者や地域の方が参観できるよう、マラソン大会を実施した。
- ・ 防災学習を土曜授業に設定し、地域の自治会の人たちとの話し合いや合同訓練、災害時の食糧備蓄、タウンウォッチング、成果発表会の取組を年間を通して行っている学校がある。
- ・ 小学校では英語を先行実施（年 70 時間）するために、土曜授業を行うことで学習時間を確保している。
- ・ 行事等を土曜日に行うことで、平日の学習時間が確保できるとともに、土曜日の授業で基礎学力と活用力を伸ばすことにつなげている。
- ・ 地域のボランティアを招いての学力向上時間の実施。
- ・ 「命の授業」として、県健康福祉部長寿介護課より講師を招聘し、人が誕生する時の話をしていただいた。希望する保護者も参加し、産道を通る体験をしたり、保護者と当時の話をしたりして、それぞれが自分の存在の大切さを学んだ。
- ・ ふるさとフォーラム21において、ふるさとについて学んだことを発表し合うことで、自分たちの町についてよく知り合い、ふるさとへの思いを強くすることができた。また、地域の方々も参画していただき、意見を交流し合うことで、子どもたちと地域とのつながりを強めることができた。
- ・ 高校生と中学3年生の交流会（キャリア教育）

<主な課題>

土曜日の授業を実施する上で、各市町が主に課題として捉えている項目は以下の3点で、課題解決に向け、次のような回答が得られた。

①週休日を同一週へ振り替えることが難しい。

（課題に対する取組）

- ・ 夏休み明けの土曜に土曜日の授業を実施し、その週の夏季休業期間に週休日の振替を行う。
- ・ 土曜日の授業を定期テストのある週に実施すると、同一週への振替を行いやすい。
- ・ 夏季休業中に土曜日の授業を設定することで、2学期の始まりがスムーズに行うことができた。また、職員も同一週への振替を行うことができた。
- ・ 土曜授業実施日を減らした。

- ・土曜日の授業実施日に、勤務を要しない教員数を増やしている学校がある。
- ・同一週への振替を徹底するため、土曜日の授業のある週の水曜日を4限とし、クラブも無しにして給食後に下校とした。管理職以外全員振替をとり、NO残業デーも確保している。

②土曜日の授業は、基本的に第3週に実施することが定着してきており、地域行事や社会教育団体及びスポーツ関係団体の取組との日程の重複は改善されてきているが、一部、重なりが見られる。

(課題に対する取組)

- ・家庭、地域、外部団体等の理解、協力なくしては円滑な実施は難しいので、これからも、取組の様子等を、市広報やホームページ等を活用して広く発信して、実施について十分に理解を得る必要がある。
- ・各学校が来年度に向けて、外部団体との日程調整を図ることができるよう、第3土曜日に実施するということを年度当初に文書で周知するだけでなく、早い段階から各学校長に面談で直接伝えた。
- ・次年度の土曜日の授業の実施予定を、12月にホームページに公開している。
- ・土曜日の授業実施日を減らした。

③土曜日の授業を実施することで、児童生徒が週末に休養を十分に取れず、翌週の月曜日は元気がなく、意欲が低下している。

(課題に対する取組)

- ・長期休業中に実施。
- ・年間の実施回数を削減。

④その他の課題

- ・子どもの疲労を心配する家庭や、土日は家庭で過ごしたいという思いをもっている家庭も少なからずある。
- ・外国につながる児童生徒が多く在籍している学校においては、多種多様な考え方をもつ保護者がおり、土曜日の授業を欠席する児童生徒が少なくない。
- ・保護者の就労状況も多様化しており、土曜日に保護者参画の機会を増やすことは難しい状況もある。
- ・支援員等の勤務の調整が行えず、特別支援学級の対応等に苦慮している。